

御宿町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 御宿町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）で設定した数値目標や具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）を基にした施策・事業の実績・効果を検証し、必要に応じて施策の見直しを行うため、御宿町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、町長に対して必要な助言、提言を行う。

- (1) 総合戦略における基本目標及びKPIに基づいた施策の検証に関すること。
- (2) 総合戦略の見直しに関すること。
- (3) その他、御宿町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進について必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者で構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成28年9月1日から平成32年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会は、町長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(部会)

第7条 第2条第1項第2号に掲げる事項について、必要があると認めるときは、委員会に総合戦略を推進するための部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表1（第3条関係）

| 職名 | 委員数 |
|-------------------|-----|
| 議会議員代表 | 2名 |
| 夷隅地域振興事務所代表 | 1名 |
| 茂原公共職業安定所いすみ出張所代表 | 1名 |
| 金融機関 | 1名 |
| 学識経験者 | 1名 |
| 漁業関係者代表 | 1名 |
| 農業従事者代表 | 1名 |
| 商工会代表 | 1名 |
| 一般社団法人御宿町観光協会代表 | 1名 |
| 御宿・布施地区PTA連絡協議会代表 | 1名 |
| 御宿・岩和田保育所保護者代表 | 1名 |